

総社市告示第84号

総社市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱を次のとおり定める。

令和2年6月8日

総社市長 片岡 聡 一

総社市ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、当該世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別的な給付措置として実施する、ひとり親世帯臨時特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給付金 前条の目的を達成するために、市によって贈与されるひとり親世帯臨時特別給付金をいう。

(2) 支給対象者 市から令和2年6月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当の支給を受ける者をいう。

(給付金の支給等)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の額は、5万円とする。ただし、監護等児童(法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。)が2人以上である支給対象者に対して支給する給付金の額は、5万円に監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につき3万円を加算した額とする。

(支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行うものとする。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給するものとする。

(支給対象者に対する支給の方式)

第5条 支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、支給対象者が令和2年6月分の児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、かつ、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第3号に掲げる支給方式を行うものとする。

(1) 児童扶養手当口座振込方式 支給決定時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 支給対象者が前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 支給対象者が前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出て、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(振込ができない場合の取扱い)

第6条 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、支給決定時点において市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約、変更等により令和2年12月28日までに指定口座への振込ができない場合は、本件契約は解除される。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。